

厚生年金の知識 ①

○国が責任もって運営

厚生年金保険は、会社や工場、商店で働く勤労者が年をとったり、病気やけがで働けなくなったり、不幸にして亡くなったたりした場合に、年金や一時金を支給して、本人やその家族の生活の安定をはかるためにつくられた制度です。

制度発足はいらい三十八年たった現在、全国約二千五百万人の民間勤労者が加入しており、農業や漁業

適用事業所 (強制と任意)

に従事する人、自営業の人などが加入する国民年金とともに、わが国の年金制度の中心をなしています。

厚生年金保険の事業を運営するのは政府で、全国各地にある社会保険事務所が窓口事務を取り扱い、また、都道府県の民生部局の保険課が、その指導やとりまとめの事務を行なっています。

○強制加入が原則

厚生年金への加入は、国民年金の場合と違って、事業所単位に行なわれ、常時五人以上の従業員が働いている会社、工場、商店などは

法律によって、必ず加入しなければならぬことになっていきます。したがって、厚生年金に加入している事業所にお勤めのみなさんは、入社と同時に自動的に被保険者となります。

○任意でも加入できます

一方、五人未満の会社や商店をはじめ、五人以上であっても強制適用の扱いを受けないサービス業、農林水産業、自由業などでも事業

主が従業員の半数以上の同意を得て、都道府県知事の認可を受けられ、加入することができます。



また、十年以上被保険者であった人が、退職などで被保険者でなくなり、老齢年金を受けるだけの資格期間を満たしていない場合には、被保険者でなくなった日から六か月以内に申し出れば、老齢年金を受けるのに必要な資格期間を満たすまで、「継続加入」することができま

社会保険相談のお知らせ

甲府社会保険事務所が遠隔地のため、毎月第3火曜日が出張相談日です。どうぞご利用下さい。とくに厚生年金加入期間が1年以上ある人は今のうちでできるだけ整理をしておいで下さるようお願い申し上げます。日程はつぎのとおりです。

- 6月17日、8月19日、10月21日
- 7月15日、9月16日、11月18日



国民年金保険料納付と給付の関係

結論からいいますと、保険料を納めていただくことにより、給付を受ける約束を国がしてくれというものであります。このことをもう少し詳しくいいますと、
保険する者(制度を運営し、年金を支給すべき事由が生じたときにその給付をする義務を負う者)と保険される者(保険料を納める義務を負う反面、年金の支給を受ける権利を有する者)になります。ですから現制度のうえで保険料を納めることにより年金をうける

約東が国と出来ているわけであり、このことは非常に大切なことであり、以上のことをご理解のうえ今後とも保険料の引き上げ等逐次ありますが逆に高い給付が約束されることですので是非共保険料の納入は各期納付をお願い致します。

改善された国民年金の月額

〈国民年金が改正されました〉
老齢年金は約7%引き上げ
母子年金に母子加算を新設
住民の多くの方が加入している国民年金は、毎年物価にスライドして年金額を改めています。そのほか数年に1度、生活水準などの変動に合わせて年金額や保険料の見直しをしています。今年はこちらようどその年に当たるので、大幅な改正が行なわれました。改正後の年金額はつぎの表のとおりです。
なお以上の各種年金額の引き上げは本年7月から、母子加算は8月から実施されます。

給付の種類			現行額	改正後
拠出年金	老齢年金	5年年金	20,108円	21,600円
		10年年金	24,741	26,550
		25年納付	39,225	42,000
		40年納付	62,766	67,200
拠出年金	障害年金	1級	49,791	52,250
		2級	39,833	41,800
	母子・準母子年金	子らが1人のとき	39,833	41,800
		母子加算の創設	0	15,000
福祉年金	老齢福祉年金	1人のとき	39,833	41,800
		明治44年4月1日以前の出生者	20,000	21,500
	障害福祉年金	1級	30,000	32,300
		2級	20,000	21,500
母子・準母子福祉年金	子らが1人のとき	26,000	28,000	